姫 監 公 表 第 9 号 令和 4年 6月24日

 姫路市監査委員
 甲 良 佳 司

 同
 芝 野 稔

 同
 川 島 淳 良

令和3年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、1から4までの監査結果は、令和4年5月31日以前の結果であり、監査委員 甲 良佳司、芝野稔、宮本吉秀、川島淳良の合議によるものです。

- 1 財政局定期監査結果報告書
- 2 健康福祉局(後期)定期監査結果報告書
- 3 産業局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 4 定期監査(工事監査)結果報告書
- 5 都市局定期監査及び関係出資団体監査結果報告書
- 6 建設局定期監査結果報告書
- 7 水道局定期監査結果報告書

令和3年度 水道局定期監査(行政監査を含む。)結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

水道局

総務課、施設課、浄水課

なお、令和4年4月1日付けで、水道局と下水道局が統合し、上下水道局が 設置された。

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク (既知のリスク情報、 リスク点検シート、監査等の着眼点等)から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行並びに経営に係る事業の管理について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和4年4月12日から同年5月31日まで

2 監査の結果

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと 認めた。

- (1) 収入関係事務
 - ア 水道料金収入関係事務(総務課)
 - イ 開栓手数料収入関係事務(総務課)
 - ウ その他収入関係事務(総務課)
 - 工 分担金等収入関係事務(施設課)
 - オ その他収入関係事務(施設課)

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。